

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
郡山市	阿久津町 (阿久津北、阿久津南)	令和5年3月3日	令和6年3月13日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	96.52 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	59.43 ha
③地区内における70才以上の農業者の耕作面積の合計	24.07 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3.63 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1.79 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	2.90 ha
(備考)	

2 対象地区の課題

<p>阿久津地区の農地の状況については、中心経営体の引き受け意向がある耕作面積の2.90haよりも、70才以上で後継者未定及び不明の耕作面積が5.42haと大きくなっており、新たな担い手の確保等が急務である。</p> <p>さらに、今後現在の中心経営体の高齢化が進むため、将来的に地区の農業を守り、維持していくために後継者の育成確保が必要であるとともに、他集落からの入作者や法人も今後担い手として中心経営体に加えていくことについても検討が必要である。そのためには、農作業軽減等の改善が必須であり、さらに中心経営体への農地の集積集約化が必要である。</p> <p>また、近年農作物の鳥獣被害が多発しているため、有効な対策を講じていく必要がある。</p> <p>【地域の話合いにおいて抽出された課題】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農家の高齢化が進んでおり、その多くが後継者の目途がついておらず地域農業の将来について不安がある。 ・圃場の集約化が進んでいない。 ・一つ一つの圃場が狭く粘土質であり、耕作物によっては、後継者が営農しづらいという状況がある。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<p>阿久津地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体1法人、認定新規就農者2経営体及びその他5経営体が担っていくほか、今後地域内に新規就農者や後継者が就農した場合には中心経営体に位置付け農地の集積・集約化により効率的に活用していく。</p> <p>また、入作を希望する認定農業者や認定新規就農者には、今後プランに参加を促し、中心経営体への位置づけを行っていく。</p>
--

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む 範囲
計	9 経営体 1 法人	水稻	5.60 ha	水稻	6.50 ha	
		きゅうり	0.37 ha	きゅうり	0.37 ha	
		トマト	0.57 ha	トマト	0.57 ha	
		ねぎ	2.1 ha	ねぎ	2.30 ha	
		肥育牛	265 頭	肥育牛	285 頭	
		繁殖牛	20 頭	繁殖牛	20 頭	
				牧草	1.00 ha	
		ぶどう	0.40 ha	ぶどう	0.50 ha	
		多肉植物	0.30 ha	多肉植物	0.40 ha	
		イチジク	0.10 ha	イチジク	0.20 ha	
		ジャガイモ	0.10 ha	ジャガイモ	0.20 ha	
		サツマイモ	0.10 ha	サツマイモ	0.20 ha	
		なす等	1.30 ha	なす等	1.60 ha	

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>・ <u>担い手の育成・確保等</u> 地区内で新規就農者や後継者の確保ができた場合には、地区の中心経営体とし農地の集積・集約化を進め、地域ぐるみで技術や機械などの支援を行っていく。 また、話し合いの場を定期的にもち、遊休農地になりそうな農地は牧草を行うなど、地区内で発生させないように努めていく。 農業用機械や施設等の導入、更新等の際には積極的に補助事業等を活用する。 さらに、集落内農業者だけでは農地の保全是難しいと判断した際には、集落外からの入作者について今後中心経営体に加えていくことや、法人化も含め、担い手の確保・強化を図ることを検討していく。</p>
<p>・ <u>地域農業全体</u> 多面的機能支払組織等の活動として農道、用排水路の維持管理等を継続し、さらに活動エリアの拡大等により、担い手が効率的な農作業を行っていただける環境を整えていく。 併せて休耕地の草刈りなども実施することで遊休農地の発生を防ぐとともに有害鳥獣の居場所をなくし、獣害の発生を未然に防いでいく。</p>
<p>・ <u>農地中間管理機構の活用方針</u> 地区内の農地所有者がリタイアするなどの場合には農地中間管理機構を活用し、機構に貸付を進めていく。 また、中心経営体が何らかの事情により営農の継続が困難になった場合には農地バンクの機能を活用して、新たな受け手へ農地の貸付を進め、農地が荒廃しないよう努めていく。併せて、将来的には担い手への農地の集積・集約化を推進していく。</p>
<p>・ <u>基盤整備の取組み</u> 地区内に基盤整備未実施地区があり、小区画の農地等は担い手にとって作業を効率的に行うことが困難であるため、機械の大型化に対応した圃場の整備を検討していく。</p>